

一般社団法人 T F C ジュニア 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人 T F C ジュニアと称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を奈良県天理市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 当法人は、サッカー競技の普及および振興を図り、地域のクラブとして青少年の健全な心身の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 定期的なトレーニングの開催
- (2) サッカーの競技規則に関する指導
- (3) 日本サッカー協会が主催、共催、協賛するサッカー大会及びその他の競技会への参加
- (4) サッカーの強化試合、招待試合及び親睦試合、練習試合の開催
- (5) サッカーの合宿及び遠征
- (6) チームとして日本サッカー協会及び奈良県サッカー協会 4 種への加盟
- (7) その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(会員の構成)

第5条 当法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 一般会員 当法人の事業を支援するために入会した個人又は団体
- (3) 賛助会員 当法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体

(入会)

第6条 当法人の会員になろうとする者は、当法人所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 当法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は、社員総会において別に定める額の会費を支払わなければならない。

(任意退社)

第8条 会員は、当法人所定の様式による退会届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

(会員資格の喪失)

第10条 前二条の場合のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき
- (2) 総会員が同意したとき
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき

第4章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

(権限)

第12条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任及び解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書並びこれらの付属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 不可欠特定財産の処分の承認
- (8) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 社員総会は、定期社員総会として毎年度4月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 社員総会は、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

2 社員総会の招集通知は、会日より1週間前までに正会員に対して発する。

(議長)

第15条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会において議長を選出する。

(議決権)

第16条 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 社員総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第19条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第18条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員の設置)

第19条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上5名以内
- (2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を代表理事とする。

(役員の選任)

第20条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第21条 理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。

(監事の職務及び権限)

第 22 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第 23 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第 19 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第 24 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第 25 条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(責任の一部免除)

第 26 条 当法人は、法人法第 114 条の規定により理事及び監事の法人法第 111 条第 1 項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度とし、理事会の決議によつて免除することができる。

第 6 章 理事会

(構成)

第 27 条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 28 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長の選定及び解職

(招集)

第 29 条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第 30 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず一般法人法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

第 31 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 7 章 会計

(事業年度)

第 32 条 当法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 33 条 当法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の決議を経て、社員総会の承認を受けなければならぬ。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第 34 条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類については、定時社員総会に提出し、第 1 号及び 2 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

- 3 第 1 項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に 5 年間備え置くとともに、定款を主たる事務所、社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剩余金の不分配)

第 35 条 当法人は、剩余金の分配を行わない。

第 8 章 基金

(基金)

第 36 条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

- 2 拠出された基金は、基金の拠出者と合意した期日まで返還しない。
- 3 基金の返還の手続については、返還する基金の総額について定時社員総会の決議を経るものとするほか、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を社員総会において別に定めるものとする。
- 4 その他、基金の募集、基金の管理及び基金の返還等の取扱いについては、社員総会において別途「基金取扱規程」を定め、これに従うものとする。

第 9 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 37 条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第 38 条 当法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 39 条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 10 章 公告の方法

(公告の方法)

第 40 条 当法人の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第 11 章 附 則

(最初の事業年度)

第 41 条 当法人の設立初年度の事業年度は、当法人の成立の日から平成 29 年 3 月 31 日までとする。

(設立時社員の氏名及び住所)

第 42 条 当法人の設立時社員の氏名及び住所は、以下のとおりとする。

氏名 庄司道治 住所

吉井和三

山下俊治

(設立時の役員)

第43条 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事 庄司道治 吉井和三 山下俊治

設立時代表理事 庄司道治

設立時監事 岩崎吉博

(法令の準拠)

第44条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他法令に従う。

以上、一般社団法人TFCジュニアの設立のため、この定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

平成28年 4月25日

設立時社員 庄 司 道 治

設立時社員 吉 井 和 三

設立時社員 山 下 俊 治